

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月26日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 9 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公安課)</p> <p>第27条 公安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の捜査に関すること (警備課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>ア～キ [略]</p> <p><u>ク 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する犯罪</u></p> <p><u>ケ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する犯罪</u></p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(公安課)</p> <p>第27条 公安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の捜査に関すること (警備課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>ア～キ [略]</p> <p><u>ク 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）<u>及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）</u></u> に規定する犯罪</p> <p><u>ケ</u> [略]</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。